第十六条中「第十二条第二項」を「第百三十五条」に改める。

第十八条第七号中「審理対象者に係る引受人」を「引受人等」に改める。

第二十一条第六号中「当該保護処分の言渡しの際短期間の処遇を行うよう家庭裁判所の勧告があった」を「個人別矯正教育計画における矯正教育の期間が二年以内の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該審理対象者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していないとき又は事案の性質若しくは当該審理対象者の性格、経歴等に照らし、面接の省略が相当でないと認めるときは、この限りでない。

第三十条中「収容されている者が処遇の」を「収容されている者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が」に改める。

第三十八条及び第四十条中「第十二条第一項」を「第百三十六条第一項」に改める。

第五十二条第一項第一号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改める。

第八十五条及び第八十九条第二項中「第十一条第五項」を「第百三十九条第一項」に改める。

第百十二条第一項第二号中「生活環境調整対象者に係る引受人」を「引受人等」に改め、同項第三号及び同条第二項中「引受人」を「引受人等」に改める。

第百十三条第一項第二号及び第百十四条第二項中「引受人」を「引受人等」に改める。

**附　則**

この省令は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。ただし、第五十二条第一項第一号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

## ○農林水産省令第五十六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

**第一条**　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二十七中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

**第二条**　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第二百二十四条第四項第三号中「第七号まで」を「第六号まで又は第八号」に改める。

**附　則**

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。